

**特定相談支援事業・障害児相談支援事業  
に係る定款表記について**

平成 25 年 4 月、「障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【障害者総合支援法】」に改正されました。

これに伴い、平成 25 年 4 月以降に特定相談支援事業を開始する場合は「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」の表記が必要となりますのでご注意ください。（社会福祉法人は除く。）

(記載例)

**『特定相談支援事業』**

【社会福祉法人】

「特定相談支援事業の経営」

【医療法人】

「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業(事業所名・住所)」

※事業名の後に、事業所名と住所の記載が必要です。

【上記以外の法人】

「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」

**『障害児相談支援事業』**

【社会福祉法人】

「障害児相談支援事業の経営」

【医療法人】

「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業(事業所名・住所)」

※事業名の後に、事業所名と住所の記載が必要です。

【上記以外の法人】

「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」

<問い合わせ先> ※令和元年6月1日現在

【社会福祉法人】

主たる事業所が江東区内にあり、区内のみで事業を行う社会福祉法人の場合  
江東区役所 福祉部 福祉課 事業者指定係 TEL：03-3647-4961

上記以外の社会福祉法人の場合

東京都福祉保健局 指導監査部 指導調整課社会福祉法人担当  
TEL：03-5320-4044

【医療法人】

東京都福祉保健局 医療政策部 医療安全課医療法人担当  
TEL：03-5320-4426

【NPO 法人】

生活文化局 都民生活部 管理法人課 NPO 法人担当  
TEL：03-5388-3095

【公益法人】

生活文化局 都民生活部 管理法人課 公益法人担当  
TEL：03-5320-6727